

市第72号議案

横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正

横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年12月7日提出

横浜市長 中田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

横浜市立高等学校授業料等徴収条例（昭和26年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「115,200円」を「118,800円」に、「31,200円」を「32,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において在学し、施行日以後も引き続き在学する者に係る授業料については、この条例による改正後の横浜市立高等学校授業料等徴収条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後に編入学し、又は転入学する者が前項の規定の適用を受ける者と同じ学年（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第64条の3第1項の規定により学年による教育課程の区

分を設けない全日制課程及び定時制課程にあっては、学年に相当する在学年次をいう。以下同じ。)に属することとなる場合における当該編入学し、又は転入学する者に係る授業料については、新条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者に係る授業料と同額とする。

提 案 理 由

横浜市立高等学校の授業料の額を改定するため、横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正したいので提案する。